

# 漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定



石巻市（以下「甲」という。）と一般社団法人水産土木建設技術センター（以下「乙」という。）は、甲の所管する漁港等の施設について災害が発生した場合において、乙が行う災害復旧のために必要な業務（以下「災害復旧支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、乙が行う災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した漁港等の施設の迅速な復旧を図ることを目的とする。

## （対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、高潮、波浪、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害とする。

2 この協定の対象となる漁港等の施設とは、甲の所管する漁港、漁場、漁村、海岸等の施設をいう。

## （災害復旧支援の内容）

第3条 この協定により乙が行う災害復旧支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査業務
- (2) 災害報告に必要な資料の作成業務
- (3) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への対応業務
- (4) 前3号に掲げる災害復旧支援に附帯する業務
- (5) その他甲が要請する災害復旧支援業務

## （災害復旧支援の要請）

第4条 甲は第2条の災害が発生し乙に災害復旧支援を要請する場合には、別途定める様式により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

## （災害復旧支援の実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請があったときは、可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

## （契約の締結）

第6条 甲は、乙が前条に基づき災害復旧支援を実施する場合は、その都度必要な契約を締結するものとする。

## （災害復旧支援の完了の報告）

第7条 乙は、前条の規定による災害復旧支援を完了したときは、甲に対し速やかに別途定める様式により報告するものとする。

## （費用の負担）

第8条 甲は、乙から前条の報告を受けたときは、第6条の契約に基づき災害復旧支援に要した費用を負担するものとする。ただし、甲が乙の会員である間において、第3条第1号及び第2号のうち災害速報の作成に要した費用については、乙が負担するものとする。

## （協定の廃止）

第9条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上この協定を廃止することができるものとする。

## （協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から廃止する日までの期間とする。

## （その他）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年11月5日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市

石巻市長

齊藤 正美



乙 東京都中央区築地2丁目14番5号

一般社団法人水産土木建設技術センター



理事長

吉塚 靖治